

別添 2

植物特許出願の概要

植物特許制度について

米国商務省特許商標庁（USPTO）で米国特許法（35 U.S.C. Patent Laws）、米国特許規則（37 C.F.R. Patent Rules）に基づき運用されている制度。

保護対象植物は、無性繁殖植物。

1. 植物特許に関する情報

General Information About 35 U.S.C. 161 Plant Patents（米国特許商標庁）

<https://www.uspto.gov/patents-getting-started/patent-basics/types-patent-applications/general-information-about-35-usc-161>

米国特許法第 35 卷（35 U.S.C.）、2014 年 1 月改正

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/us/tokkyo.pdf

（特許庁和訳版）第 15 章 植物特許、P73、第 161-164 条

米国特許規則第 37 卷（37 CFR）、2013 年 4 月 3 日改正

https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/us/tokkyo_kisoku.pdf

（特許庁和訳版）植物特許、P128-130、§ 1.161- 1.167

植物特許審査手順マニュアル

Chapter 1600 Plant Patents

<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/mpep-1600.html>

https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/old/E8R8_1600.pdf

※ 別添 1 参照

各種様式

<https://www.uspto.gov/patent/forms/forms-patent-applications-filed-or-after-september-16-2012>

2. 植物特許出願の概要

詳細については、Chapter 1600 Plant Patents、又は、その仮訳（別添 1）を参照。

（1）植物特許の出願要件

特許性があるためには、出願者は以下を示さなければならない：

- ・ 植物が発明又は発見されたものか、発見された場合は、栽培地域で発見されたこと。
- ・ 植物は、法律で除外された植物ではないこと、無性繁殖で使用する植物の部分はバレイショ又はエルサレムアーティチョークのように塊茎の食物部分ではないこと。
- ・ 出願者は、実際に請求された植物を発明した者であること。植物を発見又は開発し、同定又は単離し、植物を無性繁殖させること。
- ・ 請求された発明の有効な出願日前に、植物が特許取得されておらず、印刷された出版物に記載されていても、公けに販売されていないこと。

- ・ 特定の条件で有効な出願日より1年前かもしくはその前に行われた開示については例外となる。
- ・ 植物は、生育条件や生産性などによって生じる差以上で、少なくとも1つの顕著な特性によって、既知の関連植物とは異なることが示されていること。
- ・ 本発明は、出願人による出願時に当業者には明らかではない。

(2) 植物特許出願のために必要なもの

1) 植物出願送付様式

Plant application transmittal form

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/forms/aia0019.pdf>

2) 手数料送付様式

<https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule>

3) 出願データシート (§ 1.76 参照)

※ 別添 3

米国特許規則第 37 卷 (37 CFR)、“§ 1.76 Application data sheet”の項の仮訳版を参照。

4) 特許明細書 (General Information About 35 U.S.C. 161 Plant Patents からの引用)

① 発明の名称

発明の名称には、申請者の氏名、市民権、居住地を記載した紹介部分が含まれてもよい。

② 関連出願への相互参照 (出願データシートに含まれている場合を除く)

関連する出願は次のとおり。

- クレームされた植物が分割出願の対象である一般的な出願である。
- 特許出願が兄弟品種に許可されていない場合に出願された同じ植物への継続 (共同申請中、新出願)。
- 許可されていない元の出願と共同出願でない出願。
- 兄弟品種又は同じ育種過程や他の育成者で育種された同じような品種への同時出願

③ 連邦政府支援の研究又は開発に関する陳述 (もしあれば)

④ 特許請求の範囲を明示される植物の属及び種についての学名

⑤ 品種の名称

⑥ 発明の背景

a. 発明の分野

本発明の分野は、本発明の植物及び市場分野を特定し、植物がどのように使用されるかを反映することを意図している。この項では属及び種による植物名を示すとともに、植物の市場分野を明記する必要がある。

b. 米国特許規則 1.97 及び 1.99 に基づいて開示された情報を含む関連先行技術の説明

ここでは、クレームされた植物の親又はクレームされた植物が関係する既知の植物について議論する。親植物は、この項で頻繁に同定され、最も重要な、又は特徴的な特性に関して記載されている。クレームされた植物は、この項の親植物又は植物と比較され得る。親植物が知られていない場合、可能性の高い親植物を示すことができる。

植物がどのように育成されたかを示し、植物がどこでどのように無性繁殖されたのか必要な言及を詳述することがこの項では妥当である。この項は、クレームされた植物のクローン又は繁殖植物が、クレームされた植物が安定していることを立証するために、すべての特徴的な特性において元の植物と同一であるという肯定的な陳述も含まなければならない。

⑦ 発明の概要

概要の項では、植物の主要な特性が示される。それらは、新しい特性のリストとして、又は植物学分野及び市場分野で既に知られている他のあらゆる植物と区別できる形質の特性についての説明的な記述で提示することができる。

⑧ 図面についての簡単な説明

ここでは、図面の各図又は図の内容を説明するために、別の簡単な説明を提示する必要がある。植物特許の図面は、植物の最も顕著な特性を有する植物を、50%縮減された場合でも同定可能な十分な縮尺で示す必要がある。図面は写真でなければならない、色が区別性のある特性である場合はカラーでなければならない。葉、樹皮、花及び/又は果実の特性で区別性がある場合、そのような植物部分は、1つ又は複数の図面ではっきりと描写されるべきである。図面の図には、審査官が特に必要としない限り、番号を付ける必要はない。図面は、一般の特許出願の図面と同じ要件を満たすように実装する必要がある。

⑨ 詳細な植物学的説明

この項では、クレームされた植物の完全な植物記述でなければならない。

属、種及び市場の明細書がこの項から始まり、クレームされた植物の親がこの項の最初の部分で指定されてもよい。植物の生育習性は、成熟時の植物の形状、分岐習性に関して記述されるべきである。適切であれば、冬眠中の植物の特性を完全に記述しなければならない。樹皮、芽、花、葉及び果実の完全な植物学的説明は、開示の一部であるべきである。説明が記述されても確定ができないか又は明確に示せない植物の特性などは、出願のこの段階では確実な注意が払われなければならない。これらには、香り、味、病害抵抗性、生産性、早熟性及び草勢が含まれるが、これに限定されない。特性がよく描かれていても、植物学的な特性を実質的に記述しなければならない。この項の記述は、本来は植物学的でなければならない、植物に対して技術的な観点から記載すべきである。この項の記述は、他の人が後で同じ植物について単により詳細に記述したり、元の特許がさらに記述されている特性を述べていないと言い張って特許出願しようとするのを防ぐのに十分でなければならない。

植物の詳細な植物の説明 (USPTO でのプレゼンファイルから引用)

- 記述には、発明された植物を、関連する既知の品種と区別するための特性が含まれていなければならない。
- 説明は、育種場や種子カタログでよく見られるような単なる広範な非植物学的特徴付けというよりはむしろ、植物種類に関連する品種を扱う標準的な植物文献又は出版物にみられる一般的な形式の植物用語でなければならない。
- 説明には、特許取得を求められた植物品種の起源又は親子も含まれていなければならない、植物がどこでどのような方法で無性繁殖されたかを具体的に指摘しなければならない。
- 新たに発見された種苗として生じた植物品種の場合、その種苗が未栽培の状態では見つからなかったことを立証するためにその明細書はその条件（栽培、環境など）を全て記述しなければならない。
- 色が植物の特徴ある形質である場合、その説明は確実に色を特定する必要がある。
- 請求された植物の合理的に完全な植物記述のために確認されなければならない要因は、：
 - ・ 属と種
 - ・ 生育状態
 - ・ 栽培品種名
 - ・ 草勢
 - ・ 生産性
 - ・ 早熟性（該当する場合）
 - ・ 植物各部分（芽、樹皮、葉、花、果実など）の植物学的特性
 - ・ 繁殖能力（生産力）
 - ・ 病気、干ばつ、寒さ、湿潤などの抵抗性、香り、発色、結果習性、抽出物の量又は質など、区別可能な他の特性

⑩ 特許請求の範囲（クレーム）

植物特許は1つのクレームに限定されている。クレームは、全体として植物を法規に従って記載しているので、図示及び説明されているように、植物に対する正式な用語でなければならない。クレームは、植物の特有の特徴の1つ以上を参照することもできるが、植物の一部又はその製品を請求することはできない。クレームは単一の文章形式でなければならない。

⑪ 開示の概要

この要約は、植物の簡単な説明で、クレームされた植物の最も目立って、新しく、重要な形質の説明でもある。できれば、植物の説明は、植物の最も顕著な特性の要約されたレビュー又は提示であろう。

5) 図面（2部）（USPTOでのプレゼンファイルから引用）

- ・ 出願書には、植物の色識別用のシートも含まれている必要がある。
- ・ 植物の図面は機械製図の図面ではなく、通常は写真である。
- ・ 視覚的表現が可能な植物の特徴をすべて明らかにするために、芸術的に表現することもできる。